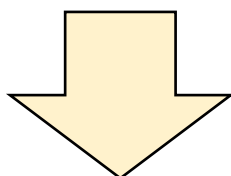


意見書の公表（令和2年2月分）

ご意見の内容

世間では翌月の家賃を月末日までに入金しなくてはいけないのに、なぜ保護費（住宅扶助費）の支給はその月分なのですか？



生活支援課より

この度は、貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。

生活保護制度における家賃（住宅扶助費）については、生活保護法や保護の実施要領等に基づき、当該月分の家賃相当額を当該月分の住宅扶助費として支給することとされています。従いまして、建物賃貸借契約上、前家賃の支払いが必要とされている場合であっても、当該月分の住宅扶助費を、前月分の生活保護費に含めて支給することは出来ません。恐れ入りますが、家賃の支払い日等については、家主等と調整していただくようお願いいたします。